

西寒水工業団地開発事業（No.3）の募集要項等に係る質問への回答

No.	書類名	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	前払金の支出可否について	<p>・ 支払に関する事項（P.4）について、関連公共整備及び宅地造成業務に係る費用は、毎年度1回、当該年度までの出来高の10分の9以内の額の支払を予定されていますが、みやき町発注工事と同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出することは可能でしょうか。</p> <p>・ 前払金を支出し、事業者の資金負担に配慮すれば、本事業の適正な施工の確保および応募者の増加が期待できると考えます。</p>	みやき町発注工事と同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の10分の4を超えない範囲内において前払金として支出することは可能です。
2	要求水準書	業務の履行に係る保険について	<p>・ P.7において、「契約保証金納付にかわる担保の提供を履行保証保険以外の方法により行う場合には、履行保証保険の付保の必要はない。」とされていますが、みやき町発注工事と同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の契約保証は「履行保証保険以外の方法」に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>・ 契約保証金の納付手段として、より多くの選択肢を設けることは、企業の選択肢が広がり、入札参加への利便性向上に繋がるものと考えます。</p>	みやき町発注工事と同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の契約保証は、「履行保証保険以外の方法」に含まれるとの解釈して問題ありません。
3	募集要項	10頁 (2)-ア-(イ)について	設計業務（水道施設を除く。）を実施する者の要件として、(イ)過去10年以内に開発面積5ha以上の工業団地の実施設計業務の受注実績を条件とされているが、下請けとしての受注実績でもよいか？	募集要項に記載している応募者の備えるべき応募資格要件を満たしていれば、下請けの実績でも問題ありません。
4	要求水準書	1頁 第1-3-(2)について	<p>①☑ 上水道 L=約0.2km 入居企業規模により本管及び引込管の管径及び管種が変わると思われ ますが想定はあるのか</p> <p>②☑ 佐賀東部工業用水道 L=約0.20km 引込管の管径及び管種を教示願います</p>	<p>①管径は100mm（内径）、管種は配水用ポリエチレン管を想定しています。</p> <p>②管径は250mm（内径）、管種はダクタイル鋳鉄管、鋼管、塩化ビニル管のいずれかを想定しています。なお、今後立地する企業次第では変更になる可能性がありますことをご承知おきください。</p>
5	要求水準書	3頁 第1-6について	<p>①☑ 賀県の大規模開発では事前協議が必要ですが、事前協議済でしょうか</p> <p>②☑ 認可取得に係る資料は開発許可申請のみで農地転用許可申請は含まないと考えてよろしいか</p>	<p>①事前協議は5月ごろから開始する予定です。</p> <p>②許認可取得に係る資料作成については、開発行為申請と農地転用申請に関する資料作成をお願いします。</p>

6	要求水準書	現地説明会内容について	<p>①☒水路廃止は西側（切通川側）と中央（道路拡幅部）の2か所ですか。</p> <p>②☒山運輸からの排水路は下流域で用水利用しているのか。</p> <p>③☒記排水路が用水利用していないのであれば、今回設置予定の公園側に迂回させ切通川に排水は可能でしょうか。</p> <p>④☒側緩衝帯は水路幅の1/2含む10mと解しているのでしょうか。（手引きP112）</p>	<p>①お見込みのとおり、西側（切通川側）と中央（道路拡幅部）を用途廃止予定ですが、計画地西側の東西方向に設置されている水路についても用途廃止する予定です。</p> <p>②中山運輸の間を通過している水路は、下流域の用水路に接続し、用水利用されています。</p> <p>③地元の意見を考慮しながら、南側水路への接続をお願いします。</p> <p>④お見込みのとおり、要求水準書の添付資料6「土地利用計画平面図（参考）」の東側緩衝帯は、開発の手引きP112によると水路幅の1/2含む10mと解されますが、こちらの図面はあくまでも参考資料であるため、今後佐賀県と事前協議を行う中で、変更になる可能性がありますことをご承知おきください。</p>
7	要求水準書	特定企業のプロポーザル参加資格について	<p>☒付資料7「土地利用計画平面図」の右下枠外に企業名の記載が見受けられます。本事業の前提となる測量、基礎調査、または基本計画等に同社が関わられておられる可能性も伺えますが、同社（または同社を構成員に含むグループ）は、本プロポーザルへの参加資格を有し、実際に参加可能という認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>本プロポーザルに参加可能です。</p>
8	募集要項全般	審査の公平性及び透明性の担保について	<p>①☒質問書5において、当該企業が参加可能である場合）添付資料7には「§4. 農振除外申請用図面」との記載もあり、当該企業は本事業の根幹に関わる前段手続きからかわりがあるかと推察いたします。同社が本プロポーザルに参加される場合、本業務の背景や行政側の意図、現地の詳細な制約条件等について、他の参加希望者との間に情報格差が生じる可能性がございます。優先交渉権者を決定するプロポーザル審査において、この情報格差をどのように是正し、公平性および透明性を担保されるのかについて、ご見解をお伺いいたします。</p>	<p>本事業に関連する資料については、申し出があれば可能な限り公開します。</p>
9	要求水準書全般	前段業務に係る資料の追加開示について	<p>①☒質問5において、当該企業が参加可能である場合）参加者間の情報格差を可能な限り解消し、より実効性の高い公平な提案競争を行うため、当該企業がこれまでに作成・納品した「農振除外申請」に係る調査資料、前提条件の整理報告書、および各図面のCADデータ等につきまして、参加希望者へ追加開示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>前段の回答のとおり、申し出があれば可能な限り公開します。</p>